

1 事業名

所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正

2 事業の概要

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 1つの地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数について、高齢者福祉計画推進会議が認めるときは、常勤換算方法（勤務延時間数を勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法）によることを可能とする。
- (2) 複数の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数について、高齢者福祉計画推進会議が認めるときは、各地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等）の員数を、当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、各地域包括支援センターが3職種の配置基準を満たすものとする。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

介護保険法、介護保険法施行規則

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第29号 所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

(基本方針)

第3条 略

2 地域包括支援センターは、所沢市高齢者福祉計画推進会議条例（平成26年条例第10号）に基づく所沢市高齢者福祉計画推進会議（以下「所沢市高齢者福祉計画推進会議」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に係る基準等)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数は、原則として、おおむね3,000人以上とし、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（所沢市高齢者福祉計画推進会議が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。））によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、所沢市高齢者福祉計画推進会議が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この

(基本方針)

第3条 略

2 地域包括支援センターは、所沢市高齢者福祉計画推進会議条例（平成26年条例第10号）に基づく所沢市高齢者福祉計画推進会議の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に係る基準等)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数は、原則として、おおむね3,000人以上とし、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) 略

場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1項の規定により置いた員数に、次の各号に掲げる第1号被保険者数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数を加えた数とする。

- (1) おおむね6,000人以上8,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから1人
- (2) おおむね8,000人以上10,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちから2人
- (3) おおむね10,000人以上12,000人未満 第1項各号に掲げる者のうちからそれぞれ1人

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると所沢市高齢者福祉計画推進会議において認められた場合に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる第1号被保険者数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の規定により置いた員数に、次の各号に掲げる第1号被保険者数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数を加えた数とする。

- (1) おおむね6,000人以上8,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人
- (2) おおむね8,000人以上10,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人
- (3) おおむね10,000人以上12,000人未満 前項各号に掲げる者のうちからそれぞれ1人

3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると所沢市高齢者福祉計画推進会議において認められた場合に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる第1号被保険者数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略